

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和元年 7 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（徳須恵川定期縦横断測量業務に伴う 3 級水準測量）
- 2 終了年月日 平成 31 年 3 月 15 日
- 3 作業地域 唐津市及び伊万里市